平成２６年（フ）第１５３号
沖縄県中頭郡読谷村字波平60番地　コーポ又吉Ｂ－５
債務者　安次嶺夏子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１０６１９号
東京都八王子市戸吹町563　松崎荘１号
債務者　隈部　公博
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０６２０号
東京都荒川区西尾久６丁目14―18―204
債務者　野坂美奈子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０６２８号
東京都品川区豊町６丁目28－３－202
債務者　臼井　啓子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１４８号
千葉県佐倉市井野1391番地４　レックスハイム志津109号
破産者　花島　大輔
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第５９４５号
東京都中央区銀座２丁目７番18号　銀座貿易ビル
破産者　有限会社東京セントラル美術館
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２７号
札幌市豊平区平岸２条６丁目２―22
破産者　有限会社画材・額縁のダイワ
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２４３７号
東京都千代田区一番町６番地
破産者　株式会社松月堂
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２３号
静岡市駿河区丸子6889番地の１
破産者　中日本総合開発株式会社
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２８５号
静岡市駿河区中田本町６番１号
破産者　有限会社カルジェ
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１４８号
名古屋市守山区鼓が丘２丁目1607番地ベルメゾン305号室
破産者　株式会社ケー・ティー・ソフト
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４１０号
京都市右京区西京極西池田町32ＮＴＢビル１階
破産者　株式会社丸善商店
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２７７号
神戸市北区鈴蘭台東町７丁目６―25―102、住民票上の住所神戸市垂水区多聞台３丁目18番26―401号
破産者　古川　克彦
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６３３号
神戸市北区鈴蘭台西町１丁目20番15―301
破産者　合資会社浜田印刷
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４号
北海道紋別郡雄武町字幌内249番地
破産者　有限会社乳食研
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１７０号
横浜市港北区新羽町4444番地
破産者　有限会社東輝金型製作所
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１９号
金沢市菊川１丁目９番１号
破産者　南電気工事株式会社
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第４５号
石川県加賀市河原町ロ９番地１
破産者　リバストン株式会社
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第２６２号
静岡県浜松市南区新橋町1453番地
破産者　ＯＭ開発株式会社
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係